

Title	現行本『慎子』の資料的問題について
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 1999, 24, p. 41-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61178
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

本論は、現存する『慎子』諸テキストの由来を明らか

現行本『慎子』の資料的問題について

井上了

(大阪大学大学院)

『慎子』は、戦国時代中期の思想家である慎到にかか『慎子』は、戦国時代中期の思想家である。明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘し明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘し明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘し明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘し明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘し明代以降に出版された五篇本、および銭熙祚氏が校勘しば、日本において『慎子』を研究する際には、銭田の『記書』を明代は、第国時代中期の思想家である慎到にかか『慎子』は、戦国時代中期の思想家である慎到にかか『慎子』は、戦国時代中期の思想家である慎到にかか

て豊富とはいえない(注2)。 現存する『慎子』が劉向本『慎子』に対してどのよう とであろう。しかしこの問題についての先行研究は決しとは、『慎子』書を取り扱う際に必ず考えねばならないことは、『慎子』書を取り扱う際に必ず考えねばならないことであろう。しかしこの問題についての先行研究は決してどのよう

得ない問題となるであろう。
考として周漢思想を考えようとする際、これらは無視し分が混入していること、を明らかとする。『慎子』書を参②銭氏の輯めた『慎子逸文』中には明末の偽作に係る部る恣意的な取捨選択の手が加えられていること、およびとし、それによって、①現行本『慎子』には唐初におけとし、それによって、①現行本『慎子』には唐初におけ

現存する『慎子』のテキスト

①五篇本系統

・明末の『子彙』本(注?)・『十二子』本(注2)・『廿代の『四庫全書』本(注2)・『十二子』本(注2)・『廿代の『四庫全書』本(注2)・『十二子』本(注2)・『廿代の『四庫全書』本(注2)。これは慎懋賞が諸書を雑輔して『慎子』に付会した偽作であり(注2)、全体を「内篇」「外篇」の二篇に分ける。ただしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。ただしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。ただしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。ただしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。にだしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。にだしこのうち「内篇」「外篇」の二篇に分ける。にだしこのうち「内篇」頭の五節は、上記の五篇本『慎子』とは記述といる。

四篇に相当する部分を有す。
四篇に相当する部分を有す。
の三篇を収めるが、「因情」篇は上記五篇本の「因の三篇を収めるが、「因情」篇は上記五篇本の「因明末の『諸子彙函』本(注15)。「威徳」「因情」「徳立」

て考察が可能である。

② 七 篇 本

たものである。『慎子』については冒頭の篇につい中国では早くに亡佚し、清代に日本より逆輸入され・唐代の『羣書治要』本(注ご)。周知のようにこの書は、

「徳立」「君人」「君臣」の六篇を収める。 て篇名を欠き(注望)、続いて「因循」「民雑」「知忠!

少なくとも二種は存在する。
た『守山閣叢書』本(注望)。「威徳」「因循」「民雑」「知た『守山閣叢書』本(注望)。「威徳」「因循」「民雑」「知・五篇本を底本とし、『羣書治要』を用いて校勘され

一 テキスト相互の関係

の概要のみを報告する。
校合記を載せるべきであるが、紙幅の関係上割愛し、そ
たれ、筆者がこれら諸テキストを校合して推定した、

ことから明らかである。『慎子』佚文が『羣書治要』の引かない範囲にまで及ぶれたものであった。このことは、唐代の諸書に引かれたれたものであった。このことは、唐代の諸書に引かれたのと、編者の意図により抜粋された『慎子』七篇は、唐代に存

現存する最古の五篇本『慎子』であろう。このことによ『説郛』本は洪武年間に成立したと考えられ、これは

郛』とは藍本を異にすると考えられる。 より古い)『羣書治要』と一致する箇所も多い(注21)。 引『慎子』には、『説郛』と一致せず、却って(『説郛 ある(注20)。 『永楽大典』および『子彙』本以降の五篇本は、『説 明初の時点においては複数の五篇本『慎子』が存在 以降の五篇本は全て『説郛』に出るとする論 しかし、 万暦以降の五篇本や『永楽大典』 従っ 所

従って『子彙』本に関しては、『説郛』と共通の祖本(五 や『説郛』が付していた注(注意)をほとんど失っており、 や『説郛』を参照してはいないものと考えられる(注23)。 墨丁の存在から、このテキストは先行する『羣書治要』 威徳篇に二箇所の墨丁を有していることが特徴である。 『子彙』本は、本文五篇に加え、末尾に『意林』より 、た『慎子』佚文を付録している。また『羣書治要』 から放散して成立したものである、 としか言えな

るものであると考える ではないにせよ、『子彙』本らより古い五篇本の形を伝え 文十二条を付録する。これは『子彙』本の祖本その 玉 [家図書館 『羣書治要』と『説郛』・『子彙』らとの中間的 ||所蔵明鈔本の鈔写年代は不明であるが、 注を付し、 末尾に『意林』より輯 め もの た佚 7

> 該当箇所に同じい。『諸子彙函』本は、『子彙』 いる点であり、その補われた文字は『説郛』本における しかしこれ以外には、 る部分を欠き佚文を付さないという大きな相違 つつも、『説郛』またはそれに近いテキストによって校定 [があるに過ぎない。そのうちの二箇所は墨丁を補 諸子彙函』本は、『子彙』 『子彙』本に対し僅かに六箇所の異 本に対し、 君人篇に相当す 本に依 は ある。 一つて

同

を加えたものと考えられる。

る(注25)。 今暫くテキストの調査を進めたい。 られる点や、他テキストと一致せずに宮内庁蔵本 得ない。何らかの新材料が得られることを期待しつつ、 た五篇本については、 治要』とのみ一致する点などもあり、 所引『慎子』によって補足・校訂を加えたものと考えられ 本とほぼ同系統の五篇本に依りつつ、主に『芸文類聚 慎懋賞刊本 (のうち冒頭の五節) しかし、 未知の材料によって校訂されたと考え 現時点においては不明とせざるを は、『説郛』や『子彙 慎懋賞刊本が用

以外に、『文献通考』から引いたと称する『慎子』佚文十 トは、『意林』から引いた佚文 (『子彙』本が付録する) 彙本』を藍本に用いたと考えられる。ただしこのテキス 格とするなど おおむね 『子彙』本に一致しており、『子 『十二子』本は、『子彙』本が墨丁としていた部分を空

『四庫全書|本の

『文献通考』より輯めた佚文を付録する。する。本テキストも『十二子』本と同様、『意林』および筆者が文淵閣本を校した結果、『十二子』本であると推定の庫全書』本の底本は、目録からは不明であるが、

すると称して差し支えない。

『墨海金壺』は基本的に文瀾閣本に依ったものであり(注)。
『慎子』は既に失われており(注)。これとの校合は閣本『慎子』は既に失われており(注)。これとの校合は閣本『慎子』についても同様だったと考えられるが、文瀾閣本に依ったものであり(注

函』本における該当個所と同一である。致する(注23)。補われた二字は『説郛』本および『諸子彙二箇所を補っているが、これ以外は全く『子彙』本と一二、出土子全書』本は、『子彙』本が墨丁としていた部分

る。書より『慎子』の佚文を輯め、『慎子逸文』として付録す書お要』などによって校勘を加えたものである。また諸書治要』などによって校勘を加えたものである。また諸書の「守山閣叢書」本は『墨海金壺』本を底本とし(註2)、『羣

書』本と同様に墨丁を補っている点であり、一は因循篇に一致する。そのうちの二は『諸子彙函』本・『廿二子全『子書百家』本は、三箇所の異同を除いて『子彙』本

加えたものと考えられる。つつ『説郛』またはそれに近いテキストによって校定をつつ『説郛』またはそれに近いテキストによって校定をる該当箇所に一致し、『子書百家』本も『子彙』本におけ家』本における三箇所の改訂はすべて『説郛』本におけ家』本における三箇所の改訂はすべて『説郛』本におけ

五篇本の由来

=

うことを検討する。 ついで、明代の五篇本が如何なる由来を持つのかとい

の出入りが見られて然るべきである(次図)。 お果として残存したものであれば、『羣書治要』とは相当 に存在した十巻本『慎子』から編者の任意により抜 との関係であろう。そもそも『羣書治要』本『慎子』が、 をの関係であろう。そもそも『羣書治要』本『慎子』は、 との関係であろう。そもそも『羣書治要』本『慎子』は、

予想される
劉向本『慎子』四十二篇

しかし実際には、五篇本『慎子』は、完全に『羣書治 の七篇のうちにおさまるものであった(次図)。

実際の関係 劉向本『慎子』四十二篇 治羣 五篇本

間に直 に残存したものではなく、 粋し再単行化したものである(次図)と考えざるを得な 降の五篇本は、 のである これを説明するためには、五篇本と『羣書治要』 |接の関係を想定せねばならない。 唐代の十巻本が散佚した結果として偶然 何者かが『羣書治要』から抜 すなわち、 との 明以

唐本『慎子』(十巻 『羣書治要』(七篇 (亡佚) 宋本『慎子』(五篇)

。羣書治要』 方で南宋代にはすでに五篇本『慎子』が存在していた。 は遅くとも元代には失われたとされ(注3)、

> たものであると考えられる。 よって、この抜粋・再単行化は、 唐末ないし宋代に行われ

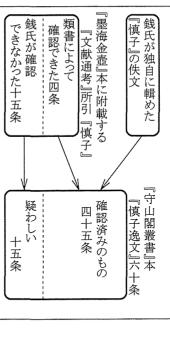
書治要』の意図によるのではないかと疑われる。 向本『慎子』の性格に由来するというよりは、むしろ『羣 子』がいわゆる法家的な性格を帯びている(#32)のは、 る断章取義を行った形跡すら看取し得る(注3)。現存の『慎 のみを採用したことが看取され、また原書の意図に反す たとえば『羣書治要』に収録された『列子』を見れば、 たものであり、「治の要を求む」(同)るものであった。 訓典を光昭せしむ」(『羣書治要』序)るために編集され 『羣書治要』が為政者の参考とすべき(と考えた)主張 『羣書治要』は、「羣書を採摭して、淫放なるを翦截

いわゆる『文献通考』に載せる佚文

四

氏はこれらが「諸書に雑取」したものではないかと疑い 獻通考』に見えないことは銭氏自身が指摘しており、 のまま存したものである(次頁図)。これら十五条が『文 ち、『太平御覧』等によって確認し得なかった十五条をそ 本が「『文獻通考』に載す」として載せる佚文十九条のう 文六十条を収める。ただしこのうち十五条は、『墨海金壺』 守山閣叢書』本『慎子逸文』は、 諸書より輯めた佚

つつも、 「之を存し、 以て知者に質ぬ」としたのである。



治氏(注31)) などと評価されてきた経緯もあって、 わるものとして無批判に扱われることが多い。 本においては、これら十五条の佚文をも慎到の思想に関 氏(注33))・「唐以前の古い面目を伝えるテクスト」(金谷 かか 守山閣本が「最も有用なテキスト」(木村英 特に日

考えねばならない。 ってこれら佚文については、まず『十二子』本に即して 経て『守山閣叢書』にまで伝えられたものであった。 本に初見するもので、『四庫全書』および『墨海金壺』を 前節で見たように、これら十五条の佚文は『十二子 従

以下に、『十二子』本が『文献通考』 から引いたと称 寸

> 数・行数)、および慎懋賞が偽作に際して用いたと推定さ る佚文を列挙し、慎懋賞刊本における該当箇所 (篇名·葉

れている素材(注35)を挙げる。 「以力役法者百姓也云云」条

内篇第八葉左八行 '慎子』(『芸文類聚』所引) (慎懋賞刊本における位置。 (素材。 以下同様 以下同様

君明臣直国之福也云云」

『戦国策』秦策三内篇第九葉右三行 秦策三・『慎子』(『意林』所引)

王者有易政而無易国云云」条 『新書』大政下篇内篇第十四葉左四行

3

4 夏箴曰云云」条 『逸周書』文傅解内篇又十六葉左四行

(5) 「与天下於人大事也云云」 未詳 内篇第十七葉左四行 条

「有虞之誅以蒙巾当墨云云」 『慎子』(『太平御覧』所引) 条

6

「行海者坐而至越云云」条 不見 『慎子』(『太平御覧』所引)

(7)

(8) 不見 日月天眼目云云」条

(46)

(17)

始吾未生之時云云」

一小人食於力云云」条 "任子』(『太平御覧』所引)・『慎子』(『太平御覧』所引

9 内篇第十八葉左七行 『慎子』(『意林』所引)・『墨子』 魯問

(10)

法非從天下云云」条 内篇第十九葉左一行 『文子』上義篇・『慎子』(『列子注』所引

(11)

「古之全大体者云云」

『韓非子』大体篇外篇第一葉左四行

(12) 未詳 外篇第八葉右五行 鷹善撃也云云」条

(13) 能辞万鍾之禄云云」 未詳 外篇第八葉右八行

(14) 「不肖者不自謂不肖也云云」 法者所以斉天下之動云云」条 『鬻子』道符五帝三王符政甲篇外篇第八葉左四行

(16) (15) 善為国者云云」条 未詳 外篇又二十葉左二行 外篇又二十葉左七行

> (18) 『淮南子』俶真訓外篇第二十二葉左六行

鳥飛於空魚遊于淵云云」 外篇第二十四葉左六行 『无能子』真修篇 条

(19) 周成王問鬻子曰云云」条 外篇第二十八葉右二行

との間に、一方が他方を引用した、という関係が予想さ れるのである。 よう。これによって、これらの佚文と慎懋賞刊本『慎子』 て、『十二子』本における引用の順序が慎懋賞刊本におけ る該当句の出現順序に一致する、ということが指摘され 致することが注目される。そして、より重要なこととし たとする『慎子』は、まず内容的に慎懋賞刊本とほぼ一 これを見ると、『十二子』本が 『文献通考』 か ら引用

とを分ける『慎子』テキストは、判明している限りでは **慎懋賞刊本しか存在しない。また「古之全大体者 トロ トロ 」** 後為外篇。」なる眉標が存在する(キュタ)。「内篇」と「外 之全大体者云云」条の欄上に「中原文献、 『十二子』本を見ると、問題の佚文の一つである「古 慎懋賞刊本『慎子』においては、外篇の冒頭に位 以前此為内篇

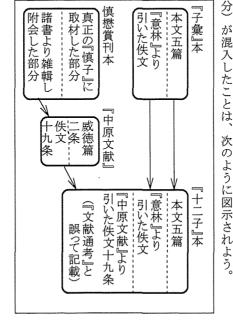
『中原文献』子部の第三巻に『慎子』が「二十叚」引よび『中原文献』との関係が予想されねばならない。置する条である。これら佚文については、慎懋賞刊本お

従って、 已多、所存五篇耳」としており、 条と、『十二子』本に引く『文献通考』所引佚文にほぼ ら佚文を徴し、これに『太平御覧』 が予想される。また慎懋賞刊本は『中原文献』が載せる を称しており、 にも見えるが、実際に引用するに際しては「内篇」「外篇」 が行われている。同書は『慎子』について「其為書亡逸 致する佚文が十九条とであり、実際には二十一段の引用 用されている(注37)。 配したと考えるべきであろう(注38)。 いうことは考え難く、 『慎子』佚文のうち上表⑥⑦⑧相当条を載せていない。 **慎懋賞が『中原文献』から『慎子』を輯めたと** 慎懋賞刊本を底本として用いていること その内訳は、 逆に『中原文献』が慎懋賞刊本か 五篇本を参照したよう 威徳篇からの引用が一 から輯めた佚文を補 引

供文(慎懋賞刊本から抜粋されたもの)を孫引きした際二子』本が『中原文献』を参照し、これから『慎子』の四巻……是経集六巻・史集六巻・子集七巻・文集四巻に分か四巻……是経集六巻・史集六巻・子集七巻・文集四巻に分かい。『中原文献』は「子集」七巻を現存するのみであるが(注

えられる。 に、出拠を「文献通考」と誤ったのではないか、とも考

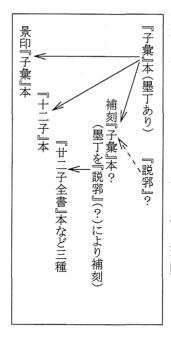
部分(慎懋賞が諸書より雑輯して『慎子』に付会した部『子彙』本より『十二子』本に至る過程において偽作えられる。



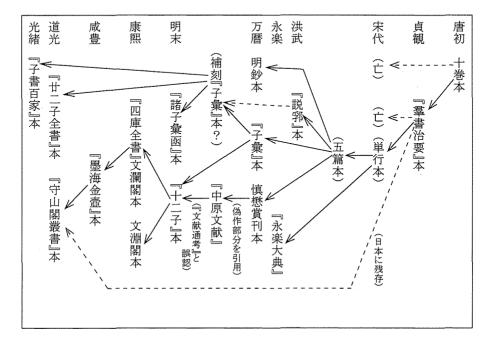
などの共通点を持つ。このことから、これら三者が独立注を二条存するのみであり、『説郛』が付す注を付さないしかしこれら三テキストはいずれも、『子彙』本と同様にするテキストによって『子彙』本の墨丁を補っている。同じく『子彙』本に依りながら『説郛』またはこれに類同:著子彙函』本・『廿二子全書』本・『子書百家』本は、

に鈔写されたと主張するものではない。

藍本に用いたのではないかと考えられる(次図)。 に共通の底本を想定すべきであろう。また『廿二子全書』本・『子書百家』本は、この補刻本を本・『廿二子全書』本・『子書百家』本は、『子彙』本の復本は、体裁が『子彙』本と酷似しており、『子彙』本の復本は、体裁が『子彙』本と酷似しており、『子彙』本の復本は、体裁が『子彙』本と酷似しており、『子彙』本の復本は、「子彙』本のと言うというよりは、これら三者に『子彙』本の墨丁を補ったというよりは、これら三者に『子彙』本の墨丁を補ったというよりは、これら三者に



は便宜的なものであり、同テキストが万暦年間は不明である。下図における同テキストの位置のを、下に示す。(なお、「明鈔本」(国家図書館所蔵)の鈔写時期図を、下に示す。



こいら) ではなく、親子関係にある可能性は保留されわち『廿二子全書』本と『子書百家』本とが兄いた、という可能性も排除されていない。すな照したのではなく、『廿二子全書』本を底本に用また『子書百家』本が直接に補刻『子彙』を参

関係なものである。

「世子のない。このことを以下に列挙する。なものと考えねばならない。このことを以下に列挙する。に関子逸文』のうち「王者有易政而無易国宝宝」条・「夏間子逸文』のうち「王者有易政而無易国宝」条・「夏間とまる」条・「古之全大体者宝玉」条・「不肖者不自謂不能日宝玉」条・「古之全大体者宝玉」条・「高飛於空魚游於川田宝」条・「周成王問鬻子宝玉」条・「高飛於空魚游於川田宝」条・「周成王問鬻子宝玉」条は、全く慎懋賞の偽淵云玉」条・「周成王問鬻子宝玉」条は、全く慎懋賞の偽淵云玉」条・「周成王問鬻子宝玉」条は、全く慎懋賞の偽御云玉」をは、『中山とのであれば、『守山別佚文が慎懋賞による偽作部分に出るのであれば、『中山とを以下に入る。『慎子』とは無関係なものである。

均也」十字のみは『慎子』の佚文であるが、これ以外の「日月為天下眼目云云」条のうち「有勇不以怒反与怯の六十字は『戦国策』から取られたものである。「君明臣直国之福也云云」条のうち「孝子不生」以下

「小人食於力ww」条のうち冒頭の十字のみは二十二字は『任子』から取られたものである。

子』から取られたものである。 隆治篇(注4)のものであるが、それ以降の百五十二字は『墨

から取られたものである。は『慎子』の佚文であるが、これ以外の十九字は『文子』に法非従天下云云』条のうち「治水者」以下の二十五字

くべきであろう。 は、これらも慎懋賞の偽作に出るものと理解しておらが『慎子』に出るとする証左は慎懋賞刊本以外には見為国者云云」条の出拠は今のところ不明であるが、これ為国者云云」条・「法者所以斉天下之動云云」条・「善辞万鐘之禄云云」条・「善辞万鐘之禄云云」条・「善辞万鐘之禄云云」条・「善辞万鐘之禄云云」条・「龍

おわりに

『慎子』が法家的なものであることは『羣書治要』の立が『慎子』を法家に分類することは別として、現存する者が必要と考えた部分しか含まないものであった。『漢書』であり、したがって現行本『慎子』は、『羣書治要』の編現行本『慎子』はすべて『羣書治要』に由来するもの

到学派の思想傾向を規定できない。 場に起因することであり、これのみによっては慎到や慎

入しているため、まずこれらの偽作部分を排除した上で 本『慎子逸文』のうちには、明末に偽作された部分も混 よって考えねばならないのである。 に不要と判断した部分については、むしろこれを佚文に 従って、劉向本『慎子』のうち『羣書治要』が しかし『守山閣叢書』 為政者

すものと考え、 題を多く存すものである。 うものである。 た結論の当否は『慎子』を研究する上で大きな意味を有 本の位置を確定し得ていないなど、さらに追求すべ 考察を進めたものであり、 論 臓は、 未見の『慎子』テキストを若干存したままで 敢て発表し大方のご判断を仰きたいと願 しかし、本論において得られ また慎懋賞刊本が用いた五篇 、き課

研究を行うことが求められよう。

別に考えるべき問題であろう。 に記録する慎到の「十二論」と劉向本『慎子』との関係は

2

- 不充分な点も見られる。 に従って文字を改めるなど、 **彙』本とは別に『天中記』を引いて論拠とし、また『説郛** な佚文を報告するなどしている。しかし阮氏の論考には、『子 れた論考であり、銭氏『慎子逸文』が言及していない新た 鼎文書局・民国六十九年排印本)は、この問題についての優 十四年),同『先秦諸子考佚』(民国五十七年油印本。 五期·民国五十四年)·同「慎子斠補」(同第十二期·民国五 阮廷焯氏「守山閣本慎子跋」(『大陸雑誌』第三十一巻第 テキストの前後関係の認識に
- 3 など。ただし『意林』は十二巻とする。 『隋書』・『旧唐書』・『漢芸文志考証』 引 『史記正義
- 『通志』・『直斎書録解題』など。

 $\widehat{4}$

- 5 人君説に終わる」という異説を載せる。 『漢芸文志攷証』。ただし『黄氏日抄』 は 「威得に始 まり
- 6 郛三種』一九八六年景印本)。 涵芬楼·民国十五年拠明鈔本排印本(上海古籍出版社
- 7 を底本に用いているようである 元明善本叢書十種』 民国二十六年景印本)。 『諸子綱目類編』などは、『慎子』についてはこのテキスト 南京国子監·万暦五(一五七七) 年刊本 (商務印書館 なお『天中記』・ 『宋

注

1 の四十一篇説とがある。暫く『漢書』に従う。 と『荀子注』・『呂氏春秋注』・『史記集解』 劉向本『慎子』の篇数については、『漢書』 引徐広説など の四十二篇説 なお『史記』

- 学名著集成珍本初編』民国六十七年景印本)。(8) 葉方疑・明末刊本(中国子学名著集成編印基金会『中国子
- (1) 張海鵬·嘉慶二十二(一八一七)年刊本(中文出版社·一(9) 文淵閣蔵本(上海古籍出版社·一九八七年景印本)。
- (1) 王纕堂·同光十三(一八三三)年刊本(東北大学蔵本)。九六九年景印本)。
- 本(四川人民出版社)などは、これの繆荃孫鈔本(光緒年(3) 慎懋賞・万暦七(一五七九)年刊本(『中国子学名著集成(3) 慎懋賞・万暦七(一五七九)年刊本(『中国子学名著集成一名『百子全書』。
- (4) 梁啓超氏「古書真偽及其年代」(民国十六年講演筆記。の(4) 梁啓超氏「古書真偽及其年代」(民国十六年講演筆記。のと『古史弁』第四冊)

間鈔)を底本とする

(15) 文錦堂・天啓五(一六二五)年刊本(京都大学人文科学研(5) 文錦堂・天啓五(一六二五)年刊本(京都大学人文科学研

- (6) 周広業『意林注』には、五篇本『慎子』とは別に姜思睿(16) 周広業『意林注』には、五篇本『慎子』とは別に姜思睿之?」と推測する。
- 異がある。

 (17) 宮内庁書陵部蔵旧鈔本(汲古書院・平成元年景印本)。な(17) 宮内庁書陵部蔵旧鈔本(汲古書院・平成元年景印本)。な
- (18) この篇は五篇本および『永楽大典』引『慎子』の「威徳」

- ど、研究・補正すべき点がきわめて多い。題とする十五条以外にも)混入している疑いがあることな
- (21) たとえば、威徳篇のうち『羣書治要』が「闢戸牖」と作(20) 昌彼得氏『説郛考』(文史哲出版社・民国六十八年)など。

にも見られる。
キストはみな「闘戸牖」に作る。同様の事例は因循篇などキストはみな「闘戸牖」に作る。同様の事例は因循篇など訂は万暦以降のテキストには反映されておらず、以降のテ訂は万暦以降のテキストには反映されておらず、以降のテ

29

- うが伝わらない(阮氏前掲書)。 注』など)。『慎子』については他に劉黄老注があったとい(22) ふつう晉の滕輔が付した注だとされる(『説郛』・『意林
- いずれも一致しない。
 は「明君動事分官必由慧、定賞分財必由法」と作っており、は「明君動事分官必由慧、定輩分財必由法」と、『説郛』治要』は「明君動事必■恵慧、定■分財由法」。なお『羣書

31

部が『芸文類聚』に一致する点。 同篇「使得美者不知所以徳、使得悪者不知所以怨」の傍点(25) 威徳篇において「故蓍亀」以下四十二字を補っている点、

- (26) 『墨海金壺』凡例・「守山閣叢書序」など、
- (27) 現存の文瀾閣本『慎子』は、光緒年間に補鈔されたもの

である

- 本には見えない。 按語まで一致する点が注目される。なお、この按語は明鈔を語まで一致する点が注目される。なお、この按語は明鈔(2)字数・行数、および『子彙』本が末尾に付す「潜菴子」の
- 『法家思想の研究』(弘文堂書房・昭和十九年)が『守山閣とえば威徳篇に二箇所見える「危」字をともに「厄」に誤とえば威徳篇に二箇所見える「危」字をともに「厄」に誤めることは阮氏が既に指摘しており、筆者の校合の結果もあることは阮氏が既に指摘しており、筆者の校合の結果もあることは阮氏が既に指摘しており、筆者の校合の結果もあることは阮氏が既に指摘しており、筆者の校合の結果もあることは「京刻」が『墨海金壺』本で
- 庫未収書目提要』に指摘されている。『宋史』が既に『羣書治要』を著録していないことは、『四

「原刻」を「宋本」・「宋本系統の本」とする根

30

拠は未詳。

伯峻 四時、 人能通其道。」なる文を引くが、現行の『列子』 一夏革日、 たとえば『羣書治要』は『列子』殷湯問篇として「大禹 六合之間·四海之内、照之以日月、 『列子集釈』本による)はこれを発問部とし、 要之以太歳。神霊所生、其物異形、 然則亦有不待神靈而生、不待陰陽而形、 経之以星辰、 或夭或寿。 湯問篇 不待日 紀之以 続けて 唯聖

月而明、

不待殺戮而夭、不待将迎而寿、

不待五穀而食、

不

が発問部だけを採用して『列子』の主張を歪めていることが発問部だけを採用して『列子』の主張を歪めていることして前の引用部を否定している。これにより、『羣書治要』と為續而衣、不待舟車而行。其道自然、非聖人之所通。」と

(32) 「慎到を法家と見ることは……今日に伝わる資料からし(32) 「慎到を法家と見ることで、もちろん根拠のないことではない。」(金谷治氏「慎到の思想について」『集刊東洋学』第ない。」(金谷治氏「慎到の思想について」『集刊東洋学』第

40

- (34) 金谷氏前揭論文。
- (3) 羅氏前掲論文のほか、銭基博氏「守山閣本慎子校読記」(『金陵学報』第四巻第二期・一九三四年)など本慎子疏証」(『金陵学報』第四巻第二期・一九三四年)など本慎子疏記』(『金巻記記)(『金巻記記)(『
- (36) 筆者が用いた景印『十二子』本の底本は、国家図書館所

蔵本である。

(37) 国家図書館蔵明末刊本。

- 校合した結果も、これを支持する。(38) 筆者が慎懋賞刊本・『中原文献』・『十二子』本の三者を
- する例を筆者は知らない。のみを存する零本である。これ以外に『中原文献』が現存のみを存する零本である。これ以外に『中原文献』は、子集七巻

<u>39</u>

- ・では、「魔子」のうち「隆治」「観化」両篇は現行本には見えないが、乾隆年間までは残存していない新たな佚文二条をので、乾隆年間までは残存していた(注16参照)。本論の校いが、乾隆年間までは残存していた(注16参照)。本論の校
- ・天下不窺、則囹圄何所繋、獄訟何所弁。天下不盗、則なお『淮南子』および『文子』に類似の文が見える)身無功而厚禄三危。『励忠節鈔』誠慎部所引『慎子』。・夫人有三危。身少徳而多寵一危。□□□□□□□。
- 刑罰何所誅、兵戈何所戮。(『応機抄』下所引『慎子』)